

国保を使えないものはありますか？

保険診療対象とならないもの

- ・研究中の高度医療
- ・希望により保険外診療を受けたとき
- ・入院したときの室料差額(差額ベッド代など)
- ・歯科診療で特殊材料などの使用(自由診療など)

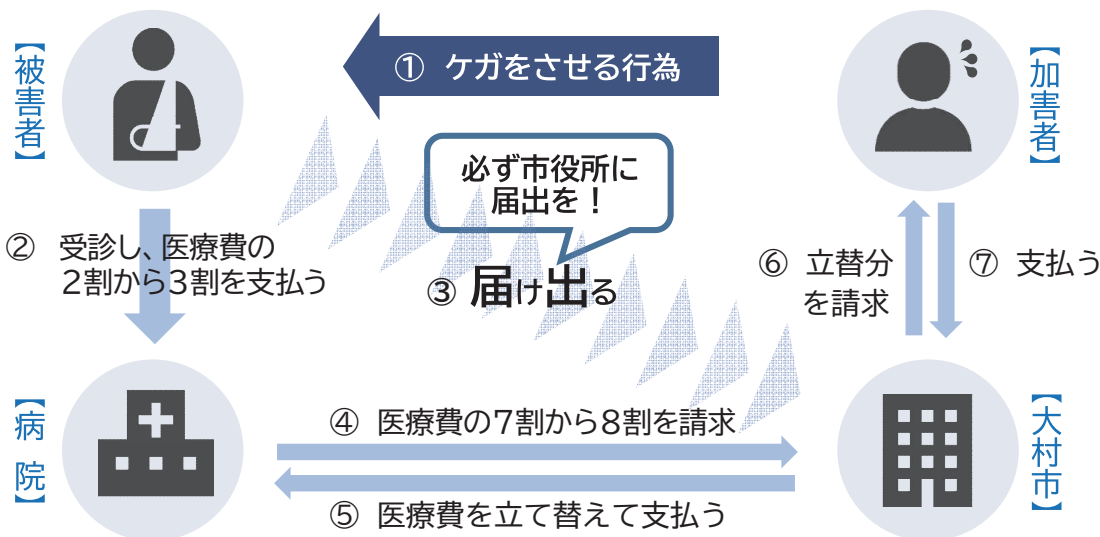
給付できないもの

- ・美容のための処置や手術
- ・健康診断、検診、予防接種
- ・正常妊娠・出産、経済的理由による人工中絶
- ・審美を目的とした歯列矯正
- ・しみ・そばかす、わきがなど日常生活に支障のない症状の治療
- ・仕事上の病気やケガ(労災保険の対象となるとき)
- ・以前勤めていた職場の保険が使えるとき(継続療養)

給付制限されるもの

- ・けんかや泥酔などが原因の病気やケガ
- ・飲酒運転など犯罪を犯したときや故意による病気やケガ
- ・医師や保険者の指示に従わなかったとき
- ・少年院や刑事施設等に収容されたとき

交通事故にあったら



第三者行為求償とは？

第三者(加害者)の行為によって受けたケガの医療費は原則として加害者が支払います。上の図のように市が一旦立替えて後日加害者に請求することを「第三者行為求償」といいます。

負傷原因のお尋ねにご協力ください

第三者の有無を確認するために、文書を送付し、負傷原因についてお尋ねする場合があります。ご協力をお願いします。

あれも！ これも！「第三者行為」

交通事故など第三者(加害者)の行為によって受けたケガの医療費は原則として加害者が支払います。交通事故のほか下記の場合も第三者行為に該当しますので、必ずご連絡ください。



飼っている動物以外からの
犬・猫咬み



けんか・暴力行為



外食や購入食品が原因の
食中毒